

茨城工業高等専門学校教員会議規則

〔 昭和 42 年 4 月 1 日
制 定 〕

第1条 この規則は、茨城工業高等専門学校教員組織規則第 17 条第 2 項の規定に基づき、教員会議に関する必要な事項を定めるものとする。

第2条 教員会議は、学校運営に関して、教員の意見を聴き、連絡調整を図ることを目的とする。

第3条 教員会議は、専任の教員をもつて構成する。

第4条 教員会議は、校長が招集し、主宰する。

2 教員会議の議長は、副校長（総務主事）をもって充てる。

3 議長に支障があるときは、あらかじめ校長の指名する者がその職務を代行する。

第5条 校長が必要と認めたときは、教員以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

第6条 教員会議は、原則として毎月 1 回開催する。ただし、必要のある場合は、臨時に開催する。

第7条 教員会議の事務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、昭和42年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和44年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和45年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和49年 6 月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成 13 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 13 年 11 月 1 日から施行し、平成 13 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 15 年 10 月 8 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。